匝瑳市空家等対策の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第 127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等に関する対策(以 下「空家等対策」という。)に関し必要な事項を定めることにより、市民の良 好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例 による。

(所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家 等の適切な管理に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市民、事業者及び関係行政機関等と協力し、所有者等による空家 等の適切な管理を促進するほか、空家等の有効活用その他必要な空家等対策を 講じるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第5条 匝瑳市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学 する者(以下「市民等」という。)は、適切に管理されていない空家等を発見 したときは、速やかにその情報を市に提供するよう努めるものとする。

(空家等対策計画)

- 第6条 市は、法第6条第1項の規定により、空家等対策を総合的かつ計画的に 実施するため、空家等対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。) を定めるものとする。
- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 空家等対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家 等対策に関する基本的な方針

- (2) 計画期間
- (3) 空家等の調査に関する事項
- (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- (6) 特定空家等に対する措置(法第14条第1項の規定による助言若しくは 指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同 条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他 の特定空家等への対処に関する事項
- (7) 市民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- (8) 空家等対策の実施体制に関する事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、空家等対策の実施に関し必要な事項 (協議会)
- 第7条 市は、法第7条第1項の規定により、匝瑳市空家等対策協議会(以下この 条において「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、次に掲げる事項に関し協議する。
- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 特定空家等の認定に関する事項
- (3) 特定空家等に対する措置に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、空家等対策の推進に関する重要な事項
- 3 協議会は、市長及び委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員は、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(応急措置)

- 第8条 市長は、空家等の状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを回避するため、速やかに措置を講じる必要があると認めるときは、当該危険を回避するために必要な最低限度の応急措置を講じることができる。
- 2 市長は、前項の規定による措置を講じようとするときは、当該空家等の所有

者等とその内容を協議し、同意を得るものとする。ただし、所有者等又は当該所有者等の所在が判明しないときは、当該措置に係る空家等の所在及び当該措置の内容の告示により、当該同意を得たものとみなす。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等か ら徴収することができる。

(関係行政機関との連携)

第9条 市長は、空家等が適切に管理されていない状態を改善するために必要があると認めるときは、千葉県匝瑳警察署その他の関係行政機関に対して、当該空家等に関する情報を提供し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(匝瑳市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正)

- 2 匝瑳市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18年匝瑳市条例第39号)の一部を次のように改正する。
 - 別表第1その2市営住宅入居者選考委員会委員の項の次に次のように加える。

空家等対策協議会委員

日額 6,000円